

戦後部落の差別実態の把握について

当時、総司令部の各部局は、全国の被差別部落の数や差別の実態についての程度の認識をもっていただろうか。

かつて検討したことがあるように、総司令部の一員として来日するまでに部落問題について知識を持っていた人は少ないが、これまでに聞きとりをした限りでは、ほとんどの人が日本に来て後に部落問題について知ることになる（前掲『現代史のなかの部落問題』）。

また『部落解放研究』第六〇号で紹介したように、戦時中すでに国務省が部落問題に関するレポートを作成したり、陸軍省が民事ハンドブックの中で部落問題にふれてはいたが、十分な情報があったとはいえない。

こうしたなかで、民間情報教育局の調査・分析課にいたハーバート・パッシンは一九四七年から四八年にかけて「公職における部落民」と題する三つの報告書を作成した。

後掲の資料のうち①②と④は、この三つの報告書の草稿で、パッシン所蔵の資料である。③は②の成文と思われる

が、民事局関係の資料のなかに含まれているのがみつかつたので、これを翻訳した。

調査の問題意識は、様々な公職、たとえば国・府県・市町村の議会、府県・市町村の農地委員、町村長に選ばれた部落民の数を調べ、その比率が部落民の人口比と同様の比率かどうかを検討することによって、当時の部落民の政治的・社会的進出の程度を数的につかもうとするものである。この調査に解放委員会も協力している。

結論的にいえば、どのレベルにおいても部落民は十分その数に見合うだけの代表を送っていないことを示している。同時に報告者は、部落民が組織的な選挙活動によって一つの政治勢力として登場していることや、特定の地域では人口比に占める割合以上に多くの代表を送り出している事実を指摘し、敵意と偏見に満ちた社会にあって意義深いとも指摘している。

本文にもある通り、それぞれの報告書には各級議会の議

員や農地委員の氏名の一覧表、および本文の叙述の基礎となった都道府県別の統計が付されているが、ここでは③の表のみ採録した。

ここで注目されるのは、各府県ごとの部落民の数である。一九三五年に中央融和事業協会がまとめた『全国部落調査』と比較すると、まったく同数なのは福島県など一〇県にすぎず、減少しているのが東京都など一一県、逆に千葉県など一九県で増加しており、かなり大幅な数値の違いもみられる。

表に付された注(3)によれば、一九四六年三月段階の厚生省の提出した統計に依拠している。それぞれの数値の根拠は不明だが、当時厚生省がなんらかのデータを持っていたことをうかがわせるものである。

なおパッシンは同時期、農地改革前後の農村の変化を明らかにする天然資源局と民間情報教育局の共同調査に参加し、その報告書は「Japanese village in Transition」¹⁾と推移しつつある日本の農村」としてまとめられた。そこには北海道から熊本県まで一三カ所の農村の実態調査が報告されているが、そのうち六カ村は被差別部落を含んでおり、次のような総括的な記述がある。

いくらかの隔離はなお続いている

日本の中・南部の多くの村々では部落民 (the Eta people) が住み、幾分隔離された生活を営んでいる。日本には少なくとも一〇〇万人おり、その数の半分は農村の地域にいる。すなわち、日本の農村においては、八〇家族のうち一ないしそれ以上が部落民の家族となる。彼らのほとんどが隔離された部落に住んでいるため、よく使われる遠回しの言い方「特殊部落」が生れた。彼らの多くは動物の屠殺、皮革業、かご作りまたは下駄やぞうり作りといった、伝統的な卑しい(とされる)仕事にずっとついている。恐らく彼らは法的には、太政官布告によって一八七一年に解放されたが、その後もその経済的に低い地位や特別な職業は、特に人間関係や宗教的参加における社会的束縛を伴ってきている。以前よりは一層普通のこととして最近では起こっていることだが、たとえ部落民が経済的、政治的に高い地位を享受したところで、彼らが一般地域の者と結婚することは、厳格にタブーとされ続けている。

翻訳にあたっては、反差別国際運動 (IMADR) 事務局の鈴木恵美子さんの協力を得た。

本文中()は原資料の注または訳語の英語原文を、〔 〕は訳者の補注を、またへは原資料にみられる手書きの挿入、△は原資料にみられる抹消・削除を示す。

① 公職における部落民（草稿）

連合国軍最高司令官総司令部
民間情報教育局
調査・分析課
調査班

一九四七年八月二一日

記録

局内覚書宛先 調査・分析課長

発信 世論・社会調査班、OIC

主題 公職における部落民

本年四月に全国で行なわれた各種選挙は、部落民 (the Eta) または部落 (Special Community) にかつてないほとんどの政治的の代表を議会に送り出す好機を与えた。ほとんどの地域において、自分たちの候補者を選ぶために部落民による組織的な運動が行なわれたものと思われる。彼らの政治的活動は激化しているようである。また集团的意識も非常に高い。その結果、相当な数にのぼる部落出身者が選ばれた。彼らの身分は、ほとんどの場合少なくとも部落民同士では地域内で知られていたが、部落民以外の人々によってその出身をあばかれたと思われる事例もあった。次に示す数字は、部落出身者と認識されたすべての人を

2、国会〔衆議院〕

衆議院には七名が当選した。うち六名が日本社会党で、一名が日本民主党である。「当選した議員のうち」四名は福岡県出身で、千葉、群馬、静岡、和歌山、熊本各県出身者がそれぞれ一名である。

3、府県議会

二七名の部落民がそれぞれの県議会の議席を獲得した。政党の内訳は下記の通りである。

無所属	一一
日本社会党	一一
民主党	二
自由党	一
国民協同党	一
合計	二七

選出県は、下記の通りである。

福岡	五
和歌山	五
奈良	五
埼玉	四
岡山	二
愛媛	二
三重	一

算入したものであるが、このほかにも、うまく選挙戦をくりぬけたために出身を気付かれなかった人々もいるかもしれない。ここに報告されたデータは、参議院、国会〔衆議院〕、府県議会、および府県農地委員に関するものである。市町村長および市町村議会、村農地委員に関するデータの確保が期待される。部落民の同化 (assimilation) や、地元の差別、地域関係といった問題に関しては、国家または県レベルで起こる事柄より、下のレベルで起こる政治的な現象のほうが場合によっては重要である。

1、* 参議院

二名の部落出身者が参議院に当選した。そのひとり、全国で第四位の得票数で当選した松本治一郎である。松本は参議院副議長である。二名とも福岡県出身の日本社会党員である。

* これらの項に含まれる情報は、付録のデータに基づいたものであるが、松本治一郎が委員長である部落解放委員会によって民間情報教育局に提供された。

兵庫	一
高知	一
徳島	一
合計	二七

4、全国で一六名〔一七カ〕の部落民が、下記の各県で府県農地委員に選出された。

和歌山	四
埼玉	三
奈良	三
福岡	二
岡山	一
兵庫	一
三重	一
京都	一
合計	一六〔一七カ〕

② 公職における部落民 2 (草稿)

民間情報教育局
調査・分析課
調査班

調査覚書

一九四八年一月二六日

発信 世論・社会調査係調査班、OIC
宛先 調査・分析課長

主題 公職における部落民 報告2 地方農地委員
1、公職における部落民についての第二のメモを添付する。これは地方農地委員に関するデータを扱ったものである。

2、これは、民政局、天然資源局、経済科学局、公衆衛生福祉局へおよび軍政部へには関心のある内容であろう。
〔四八年二月二十六日配布〕
3、この形式は一九四七年八月一日付の我々の調査覚書の続きである。

③ 公職における部落民 2

民間情報教育局

調査・分析課

調査班

一九四八年二月二〇日

覚書―調査

表題 公職における部落民 報告2 地方農地委員

主題 表題に同じ

準備 世論・社会調査係、調査班

調査日 一九四七年一〇月―一九四八年一月

目的及び背景

日本においてアウト・カーストのように抑圧されている集団である部落民(The Eta)の社会的地位の評価のためのデータの提供のため

データの出所

- 1、部落解放全国委員会、全国の部落から得られた報告のまとめ
- 2、内閣統計局、一九四六年四月の調査
- 3、厚生省、一九四六年三月の報告
- 4、農林省、求めに応じて作成された地方農地委員のデータ
- 5、一九四七年に日本全国の様々な地域調査で得た我が班の視察データ

データの評価

- 1、内閣統計局及び農林省の諸統計は、質問の材料としては信頼できると考えられる。
- 2、地方農地委員に選ばれた部落民の数についての部落解放全国委員会のデータは、部落からの任意の報告に基づいている。報告されていない部落からの数は、入手できない。したがって、部落解放全国委員会のデータは最小の数と考えられる。
- 3、厚生省のデータは大変信頼しがたい。それは、少な

3、分布地図

公職における部落民

II、地方農地委員(1)

くとも一〇年以上にわたる期間の、きわめて雑多なデータに基づいている。多くの地域が含まれていないし、部落と認識されている地域以外に住む個人や集団についての信頼できる組織的なデータはない。数字はせいぜい部落人口の規模と分布をかるうじて示すにすぎない。この問題を扱っている人の個人的な情報と、報告されていない集団、もとの出身部落外に住む個人、引揚者、復員兵、疎開者、政府の救済を受けていない地域等などについて考慮すれば、厚生省の数は少なくとも五〇パーセントは多くなると考えてよい。

4、我々の視察データは、直接の観察と聞き取りに基づいている。

方法

統計的なデータは上に掲げた出所から集められ、図表の形にした。ここから比率を計算し、地図を作成した。関連する箇所は、我々の視察データを参照した。

結論の要約

部落民集団は地方農地委員会に代表を送っているが、人口に比例した力量には見合ったものだと思う。

内容の目次

- 1、本文の要約
- 2、人口と農地委員のデータの表

戦後の変化と代議政治の觀念の普及は、日本の部落民(2)に政治的、社会的表現のための新しい機会を与えた。これは日々の生活や、部落民でない日本人との交際の多くの局面でみることが出来る。しかし、その変化は国、府県、地方の各段階の任命および選挙の地位という政治の舞台において最も著しく現われている。この発展は、一部には部落民でない日本人の側で「公平な競争」という感覚が増加していることに原因があるに違いなく、彼らは以前よりも部落民がその権利を行使するのを認めようという傾向にある。しかし大部分は部落民の集団としての顕著なまとまりと、彼らの代表を確保するために国や地方の巧みな指導者のもとに動員する能力によっているに違いない。全国で、部落でない地域においてよりもっと大きな政治的関心と行動力が、部落にあるという印象を受ける。

その結果は、国会の両院、府県議会、府県農地委員、市町村議会、そして地方(市町村)農地委員に部落民が議席を占めていることにみられるであろう(3)。同様に、多くの村や町、より小さな行政単位に今や部落民の長がおり、日

本では事実上先例のない状況となっている。これは、部落民が選挙母体の多数又は少数でもかなりの部分を占めている地域だけではなく、彼らが人間として、またその政見の故に一般国民に支持されている地域でも見られる。

現時点において、全国の農地委員会のなかに、選挙で選ばれた部落民の委員がいる。一、二三〇人の部落出身の農地委員が日本の四六府県のうち四〇府県、すなわち北部の全県を除くすべての府県で見出される(4)。彼らは日本の六一六郡のうち二九六郡、一〇、五二六市町村のうち七〇九市町村にいる。このようにすべての郡の四八%、すべての市町村の六・七%に部落出身の農地委員がいる。

部落出身の農地委員は、日本の地方農地委員の合計一四、七一人(5)のうちの二・一%に相当する。部落民の人口は、全人口の一・四%ないし二・五%を構成しており、これはどちらの人口推計を採用するかによる。農村地帯に住んでいる全人口の割合は部落民も部落民でない集団も同じである。しかし、部落人口のかなりの部分は、部落以外の農村人口以上に非農業の仕事に従事している。

いくつかの府県では、農地委員の部落出身代表がその府県の代表よりも大きいことを記することも、同様に重要である。

(1)この報告で提示されている事実と数字は、主として部落

る。

全人口に対する
部落民の割合(%)

部落出身の農地
委員の割合(%)

府 県	〇・〇五	〇・一一
福 島	三・四二	四・〇三
岡 山	一・二一	一・五九
山 口	二・六一	三・一七
福 岡	〇・一一	〇・五二
宮 崎	一・六二	二・〇三
埼 玉	〇・一九	〇・二八
千 葉	〇・二七	〇・四五
神 奈 川	一・一六	一・五二
栃 木	一・五二	一・六六
群 馬	〇・二五	〇・四六
山 梨	〇・二五	〇・三四
新 潟	〇・一五	〇・一八
東 京		

日本の全人口及び部落人口に関する基礎的なデータ、そして部落出身の農地委員と比較した農地委員の合計は、付録A〔次頁〕に示されている。日本の部落人口の分布及び密度を示した地図も付した。

④ 公職における部落民 3 (草稿)

連合国軍最高司令官総司令部

解放全国委員会の提供による氏名一覧に基づいている。

(2)部落民は徳川時代のアウト・カースト集団の一つの近代における子孫であり、彼らは明治四年(一八七一年)に太政官布告によって解放(Liberation)された。解放されたにもかかわらず、彼らは全国で隔離された地域のなかに住み続け、大なり小なり隣人からの社会的な排斥を経験している。現在の人口は、まったくわからない。厚生省は定期の、時には特別な人口調査に基づいてほぼ一〇〇万人と見積っているが、独自の見積りによれば三〇〇万人にのぼる。部落と知られている地域に住むすべての人を、部落から出ていった部落出身者の見積られる数とともに考慮すれば、部落民と間違いなくみなされるのは、およそ一五〇万人いるだろう。部落と知られている地域における居住上の隔離を別にすれば、現時点でも存在する主な社会的な差別は、結婚においてである。部落民と部落民でない日本人との間の結婚は、事実上不可能である。

(3) C I E 「公職における部落民」調査覚書(一九四七、八、一一)参照。
(4) 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、そして山形には部落はない。

(5) 農林省によって用意された数、人口は次表のとおりである。

民間情報教育局

調査・分析課

調査覚書〈特別報告〉

表題 公職における部落民 報告3

市町村議会

主題 へ一九四七年日本の市町村行政における部落民

の公職在職者数に関するデータ

作成 世論・社会調査班

調査日 一九四八年一月九日〜一九四八年七月一五日

目的及び背景

部落民の地方における政治参加の度合いに関する概念を提供するためのデータである。

調査領域

この報告の中で提示された情報には、市町村議会及び町村長職における部落出身者の公職当選者数に関するデータが含まれている。

データの出所

統計データは日本政府の厚生省、内務省及び部落解放全国委員会によって得られた。

データの評価

統計データの評価の摘要は脚注に示した。

概要

付録A 総人口及び農地委員と比較した部落出身の人口及び農地委員

地方及び府県	人			農地委員		
	地方・府県 の合計 (1)	部落民 (3)		市 町 村 (2)	部落民	
		実 数	割合 (%)		実 数	割合 (%)
北海道	3,488,013	0	0.00	2,642	0	0.00
北 海 道						
青森	1,918,746	998	0.05	4,349	5	0.11
岩手	1,089,232	0	0.00	1,626	0	0.00
秋田	1,217,070	0	0.00	2,313	0	0.00
山形	1,462,100	0	0.00	2,162	0	0.00
福島	1,195,813	0	0.00	2,276	0	0.00
宮城	1,294,934	0	0.00	2,316	0	0.00
東 京 都	4,183,072	6,240	0.15	1,130	2	0.18
東 京 都	2,028,553	32,875	1.62	3,451	70	2.03
東 京 都	2,008,114	3,762	0.19	3,165	9	0.28
東 京 都	2,019,943	5,400	0.27	1,559	7	0.45
東 京 都	1,940,833	7,246	0.37	3,762	11	0.29
東 京 都	1,503,619	17,491	1.16	1,772	27	1.52
東 京 都	1,524,635	23,177	1.52	2,114	35	1.66
中 部 道						
山梨	796,973	5,783	0.25	2,160	10	0.46
長野	2,919,085	10,081	0.35	2,670	7	0.26
岐阜	1,444,000	4,474	0.31	3,326	2	0.06
愛知	932,669	7,052	0.76	2,586	12	0.46
三重	2,028,235	22,221	1.10	3,896	41	1.05
滋賀	2,328,811	5,783	0.25	4,353	15	0.34
京都	877,197	2,311	0.26	2,151	2	0.09
大阪	695,703	2,892	0.42	1,706	4	0.23
奈良	2,260,059	18,478	0.82	3,604	6	0.17
近 畿 道						
和歌山	831,306	36,605	4.40	1,700	35	2.06
徳島	1,621,998	55,654	3.43	2,250	45	2.00
香川	2,976,140	61,583	2.07	2,145	20	0.93
愛媛	2,826,192	128,963	4.56	3,863	166	4.30
高松	744,381	37,444	5.03	1,142	13	0.90
岡山	933,231	50,520	5.41	2,265	61	2.69
広島	1,371,858	42,197	3.06	3,200	62	1.94
四 国 道						
高松	557,429	25,250	4.53	1,819	35	1.92
香川	1,538,621	52,650	3.42	4,241	171	4.03
愛媛	848,995	7,896	0.93	2,635	15	0.57
高松	1,901,430	38,434	3.76	3,848	40	1.04
香川	1,375,472	16,597	1.21	2,198	35	1.59
九 州 道						
福岡	872,312	8,545	0.98	1,710	4	0.23
佐賀	828,784	38,094	4.60	1,369	26	1.90
熊本	1,380,700	81,332	5.89	2,777	46	1.66
鹿儿岛	797,876	37,709	4.73	1,832	42	2.29
宮崎	2,906,644	75,826	2.61	3,246	103	3.17
鹿児島	856,692	2,366	0.28	1,291	2	0.15
福岡	1,417,924	1,065	0.08	1,763	1	0.06
佐賀	1,631,976	8,348	0.51	3,237	16	0.49
熊本	1,148,009	10,197	0.89	2,463	18	0.73
鹿児島	957,856	1,055	0.11	1,148	6	0.52
鹿儿岛	1,689,760	9,934	0.61	1,181	3	0.25
合 計	73,112,995	1,004,528	1.37	114,713	1,230	1.07

(1) 内閣統計局、1946年4月人口調査 (2) 農林省、1946年8月 (3) 厚生省、1946年3月

多くの部落民が市町村行政において公職を得ている。多数の事例によれば、部落民からの代表の割合は、ほぼ人口に占める部落民の推定最大数と比例する。

一九四七年四月の選挙では、国会・府県議会・地方行政〔議会〕のあらゆる方面で多数の部落民(1)が当選した(2)。伝統的にロウ・カーストの烙印を押され、その伝統的身分故に現在でもなお社会的制約を受けている集団の構成員が、公職に当選するという現象、これは日本の政治史に先例のないことである。国会でのごくわずかな代表者は、候補の個人的資質に対して敬意を払われることもある。その一方で、《村議会のような》低いレベルでの代表者は、部落民(the special buraku people)が地方行政に実際に参加していることを示す目印として受け取られるに違いない。

町村議会

日本にはほぼ一〇、二八三の町村がある(3)。このうち一〇パーセント強の一、〇四四の町村では、約二、二〇〇人の部落出身の議員がいる。部落民は全体の人口の一・四パーセントから二・五パーセントを占めているが(4)、部落出身の町村議員は、総議員数の約一・三パーセントを構成するに過ぎない(5)。一五の都道府県では、それぞれの総人口に対する割合より、総議員数に対する部落出身者議員の

割合が高くなっている(6)。

総議員数 部落出身議員の割合

全国 一八三、一六四 一・三二

部落民を含む県 一五六、六九二 一・四〇

部落出身議員を含む県 一五三、五四四 一・四三

町村長 部落出身の町村長は、二五府県で五五名である。これは、町村長の総数からすれば比較的少ない割合を占めているに過ぎない。しかし、過去において町村長職というものが地域社会の中で高い地位と名声を持った一族のメンバーによって伝統的に守られていた事実を考えれば、この数字は意義深いものと見るべきである。

総町村長数 部落出身町村長の比率

全国 一〇、二八三 〇・五三

部落民を含む県 八、九九五 〇・六一

部落出身町村長を含む県 五、八九五 〇・九四

市議会議員

日本の二一七市のうち六三市の地方議会で一四五名の部落出身者がいる。市議会議員中の部落民代表者は、ほぼ国の総人口に占める部落民の推定最大数と比例する。

	市議會議員の数	部落出身議員の比率
全国	七、四五二	一・九五
部落民を含む県	六、五五八	二・二一
部落出身議員を含む県	四、八八〇	二・九七

府県ごとの総人口中の部落民の割合と、公職に占める部落民の比率の一覧は、付録Ⅰに示されたとおりである。公職に選ばれた議員の総数、部落民の数、村町議會議員に占める部落民の比率、部落出身町村長および市議會議員に関しては、付録Ⅱ、ⅢおよびⅣに示した。

(注)

- (1)、部落民とは、明治以前の日本におけるアウトカースト集団の今日の末裔である。日本語の「えた」という言葉には非常に不快な含みがあつて、本来の意味は「穢れが多い」というものであることから、通常は「特殊部落」または単に部落民といった言い方が使われている。
- (2)、CIE「公職における部落民Ⅰ」一九四七年八月一日、および「公職における部落民Ⅱ」一九四八年一月二六日を参照。
- (3)、市町村およびそこで選ばれた公職者に関するデータは内務省地方自治局によって提供された。市町村数の数字は一九四七年四月三〇日のものである。

- (4)、部落民の推定人数は一〇〇万人から上限は三〇〇万人にまで及ぶ。抜粋調査に基づいて報告された推定値、國勢調査による推定値、さらに独自の情報によると、部落民の人口は最低でも一〇〇万人で、最も近い数字は一五〇万人程度であろうかと思われる。この報告で使われた数字は厚生省から得たもので、國の救済措置をうけている共同体から収集したデータである。これらの数字は最低値とみなされる。
- (5)、部落出身者の議員当選者に関するデータは、部落解放全国委員会が収集したものである。この数字は全国の部落民およびその共同体から聴取した記録をもとにしていゝる。このため記録もれの可能性があることから、この数字は最低値とみなすべきである。
- (6)、付録Ⅰ参照。